

（評価実施時期：平成22年8月）

担当部局名： 北方対策本部

<p>政策名</p>	<p>北方領土問題の解決の促進 【実績評価方式】</p>	<p>根拠となる法令等（2つまで） 北方領土問題等の解決の促進を図るための特別措置に関する法律</p>												
<p>政策概要</p>	<p>北方領土問題に関する国民世論の啓発を図るため、広報・啓発活動を実施する。また、交流等事業（四島交流事業、北方墓参事業、自由訪問事業）を実施する。さらに、北方地域元居住者等に対する援護を行う。</p>													
<p>施策名</p>	<p>①北方領土問題解決促進のための施策の推進</p>													
<p>評価結果</p>	<p>【総合的評価】 北方領土問題の解決の促進を図るため、北方領土問題に関する国民世論の啓発、我が国国民と北方四島住民との相互理解の増進及び北方地域元居住者等に対する援護措置に関する事業が、関係団体との連携の下、着実に実施されている。</p> <p>&lt;施策評価結果一覧&gt;</p> <table border="1" data-bbox="368 954 1347 1050"> <tr> <td></td> <td>S</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>未集計等</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>①</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>（必要性） 北方領土返還に向けた外交交渉の進展には、交渉を支える一致した国民世論の高揚とその持続、また、我が国国民と現に北方地域に居住するロシア国民（北方四島住民）との間の相互理解の増進を図ることが必要である。 また、北方地域元居住者等が置かれている特殊な事情及び特殊な地位にかんがみ、それらの者に対する援護措置を講じることが必要である。</p> <p>（有効性） 関係団体や地方自治体と連携して、北方領土問題に関する広報・啓発活動を実施するとともに、各団体が全国で実施する大会に対して後援名義の付与等の積極的な支援を行っており、これにより、全国各地で目標を上回る数の北方領土返還を求める各種大会等が開催され、これらを通じて国民の北方領土問題に関する理解の増進、返還要求運動の発展が図られた。 また、北方四島との交流事業を通じて我が国国民と北方四島住民との相互理解の増進が図られた。</p> <p>（効率性） 北方領土問題の解決に取り組む関係団体、地方自治体と連携・協力し、8月及び2月の「北方領土返還運動全国強調月間」に合わせて、全国各地で集中的に広報・啓発活動を実施するとともに、全国で開催される行事の予定等を一覧にしてホームページに掲載、周知することにより、全国的な広報・啓発活動の効率的な実施に努めた。</p>			S	A	B	C	未集計等	1	①	0	0	0	0
	S	A	B	C	未集計等									
1	①	0	0	0	0									
<p>反映の方向性</p>	<p>問題の長期化、元居住者等の高齢化という現状の下、北方領土問題に関する国民世論の一層の高揚とその持続を図るためには、北方領土返還に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが重要であり、特に、若い世代において北方領土問題に対する正しい知識と理解の浸透を図ることが課題であることから、北方領土教育の充実や、インターネット等を活用した情報発信の強化を図るなどの取組に予算を重点化し、推進を図る。また、北方四島との交流事業及び北方地域元居住者等に対する援護措置について必要な改善を図る。</p> <p>&lt;反映の方向性一覧&gt;</p> <table border="1" data-bbox="368 1962 1347 2049"> <tr> <td>引き続き推進</td> <td>拡充等</td> <td>改善・見直し</td> <td>抜本的見直し</td> <td>平成23年度に新設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度に新設		①					
引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度に新設										
	①													